

(2) 生活環境項目

(単位 mg/検液1ℓ)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数) 海域以外の公共用水域に排出されるもの 海域に排出されるもの	(単位なし) 5.8以上8.6以下 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120)
浮遊物質	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5
動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	5
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
弗素含有量	15
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個/cm ³)
窒素含有量	120 (日間平均 60)
燐含有量	16 (日間平均 8)

備 考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/ℓを超えるものを含む。以下同じ。）として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表3-7 水質汚濁に係る上乗せ排水基準

(単位: mg/ℓ)

項 目	業 種	区分	水質汚濁 防止法に 基づく 一律基準	上乗せ排水基準																									
				九頭竜川水域		釜の川・井の口川水域		北川水域		南川水域		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北潟湖水域		耳川水域		越前・加賀沿岸地先海域		敦賀湾海域		三方五湖水域		若狭湾東部海域			
				新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設		
				財3,000m ³ /日(財3,000m ³ /日) 未満:以上		財150,000m ³ /日 未満:以上		新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設
B O D	1. 食料品製造業	紙・パルプ・紙加工品製造業 その他	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	30(20)	40(30)	80(60)	120(100)		
	2. 繊維工業業 (染色整理業を含む。)		60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	40(30)	40(30)	50(40)
	3. 工業製造業		120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	40(30)	50(40)	-	150(110)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 化学工業業		80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	30(20)	40(30)	40(30)	40(30)	50(40)	
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設		60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	60(50)	120(90)	-	-	30(20)	40(30)	60(50)	-	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	30(20)	40(30)	60(50)	120(90)		
	6. 旅館業		80(60)	-	-	-	80(60)	-	80(60)	-	80(60)	80(60)	-	-	-	-	30(20)	-	80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	30(20)	-	80(60)	-	
	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業		60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	40(30)	50(40)	
	8. し尿処理施設		-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-	(30)	-
	9. 下水道終末処理施設		-	(20)	-	(60)	-	(40)	-	(20)	-	(20)	-	(20)	-	(30)	-	(20)	-	(20)	-	(20)	-	(20)	-	(20)	-	(20)	-
	10. その他		60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	40(30)	50(40)	
S	1. 食料品製造業	紙・パルプ・紙加工品製造業 その他	200(150)	120(100)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	110(90)	150(120)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	40(30)	50(40)	110(90)	150(120)			
	2. 繊維工業業 (染色整理業を含む。)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)			
	3. 工業製造業		120(100)	160(120)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	160(120)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	4. 化学工業業		90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)			
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)			
	6. 旅館業		120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	120(100)	-	-	-	-	40(30)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	40(30)	-	120(100)	-	
	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業		150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	150(120)	150(120)	-	-	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	40(30)	50(40)	150(120)	-	
	8. し尿処理施設		-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-
	9. 下水道終末処理施設		-	(70)	-	(120)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(30)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-	(70)	-
	10. その他		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)			

(注1)

(注2)

(注3)

(注2)

(資料: 環境政策課)

(注) 1. 新設とはS53.8以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場(以下「追加特定事業場」という)以外でS48.1.1~S53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。
 2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25から適用する。
 3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、釜の川・井の口川水域S49.4.1、北川水域、南川水域、北川地先海域S49.10.1、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域S51.6.24、越前・加賀沿岸地先海域、敦賀湾海域S52.1.1、三方五湖水域、若狭湾東部海域S53.1.1以降に設置されたものをいう。
 追加特定事業場の新設のものとは、釜の川・井の口川水域、南川水域S54.8.1、北潟湖水域、耳川水域S55.8.1、越前・加賀沿岸地先海域S56.8.1、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域S57.8.1以降に設置されたものをいう。
 4. 基準値の()内は日間平均。BODは河川、CODは海域および湖沼に排出される排水に限って適用される。

表 3 - 8 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対 象 事 業 場 の 種 類	項目および許容限度(単位:mg/ℓ)	
	窒素含有量	磷含有量
1. し尿処理施設(し尿浄化槽を除く)のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
2. し尿浄化槽のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
3. 下水道終末処理施設を設置する対象事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4. その他の事業場	日間平均 25	日間平均 4

(資料:環境政策課)

備 考

- 1 指導基準は、1日の排出水の平均的な汚染状態(「日間平均」)について定めたものである。
- 2 この表に掲げる指導基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である対象事業場に係る排水水について適用する。
- 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令(昭和46年6月21日総理府令第35号)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 4 し尿浄化槽のみを設置する対象事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している対象事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表 3 - 9 福井県公害防止条例に定める汚水および廃液に係る特定施設

1 反 応 施 設	2 分 離 施 設	3 混 合 施 設
4 精 製 施 設	5 蒸 留 施 設	6 脱 水 施 設
7 ろ 過 施 設	8 成 型 施 設	9 薬 品 処 理 施 設
10 エッチング施設	11 め っ き 施 設	12 廃ガス洗浄施設
13 洗 浄 施 設		

